

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	日本版スクークに係る非課税措置の恒久化 (国税3)(法人税:義)	
2	要望の内容	日本版スクーク、すなわち資産流動化法上の特定目的信託が発行する社債的受益権(以下「社債的受益権」という。)について時限的に講じられている以下の措置を恒久化すること。  1. 信託財産の買戻しに係る登録免許税の非課税。  2. 海外投資家が受ける社債的受益権の配当(収益の分配)の非課税。	
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度改正において、社債的受益権の配当等の課税の特例(租税特別措置法第5条の3)及び特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買戻した場合の所有権の移転登記等の免税の特例(租税特別措置法第83条の3)が新設された。 平成25年度改正において、社債的受益権の配当等の課税の特例は3年間期限が延長された。	
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位を確立するために、イスラム・マネーを呼び込むための税制上の環境を整備し、アジアの一大金融センターとしての「新金融立国」を目指す我が国の金融・資本市場の魅力を高める。  ----- 《政策目的の根拠》 日本再興戦略-Japan is back-(平成25年6月14日閣議決定)(抜粋) 「アジアの成長も取り込みつつ、証券市場の活性化や資産運用マーケットの強化を図ること等により、アジア N.o.1 の金融・資本市場の構築を目指す。」
		② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ-1 市場インフラの構築のための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の金融・資本市場にイスラム・マネーを呼び込むための多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着を図ること。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 社債的受益権の発行額  ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置がなければ、イスラム発行体及び投資家の我が国の金融・資本市場における資金調達又は投資の意欲が生じないと考えられる。

8	有効性等	① 適用数等	宗教上の理由から金利の受領が禁止されているイスラム投資家及び金利の支払が禁止されているイスラム発行体、並びにこれらの主体との間で資金調達・運用を行いたい我が国の発行体及び投資家によって活用されることが見込まれる。
		② 減収額	-
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年8月～平成25年8月) 我が国の金融・資本市場は、イスラム・マネーを全く呼び込めていない状況である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年8月～平成25年8月) 平成23年11月の本措置の施行を受けて、証券保管振替機構において業務取扱要領が整備され、平成24年4月1日から施行されたところ、当該施行により日本版スクークが実務上発行可能となってから未だ1年4ヶ月しか経過しておらず、潜在的な発行体及び投資家のいずれにおいても、発行及び投資への地ならしは未だ完了していないため、発行実績は上がっていないところである。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年8月～平成25年8月) 本措置がなければ、イスラム発行体及び投資家の我が国の金融・資本市場における資金調達又は投資の意欲が生じないため、イスラム・マネーを呼び込むことはできないと考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年8月～平成25年8月) 税収減は生じないと考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	振替社債等の利子の課税の特例(租税特別措置法5条の3)と平仄を合わせた措置であり、妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	-
		③ 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		平成23年度税制改正要望をとりまとめるにあたり、証券税制のあり方について検討を行うために設置された、大臣政務官を座長とする金融税制研究会(平成22年5月から7月にかけて開催)において、イスラム債の配当を利子並みに扱うなどの対応策を講じるべきといった、イスラム・マネーを呼び込むための税制上の環境整備の必要性が指摘されている。

11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年 8 月
-----------------------	-------------